

Info
2

一人で抱え込まずに打ち明けてみませんか 人権擁護委員は まちの相談パートナー

人権擁護委員は、市民の皆さんの人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしています。いじめ、児童虐待、家庭内の問題など日常生活での悩みや心配ごとがありましたら、気軽にご相談ください。

問い合わせ 市民課市民係(☎35-0917)



■人権の悩みや相談は人権擁護委員に

人権擁護委員は、日常生活に埋もれている人権問題をすくい上げることを目的として、法務大臣から委嘱された民間の方々で、全国すべての市町村に配置されています。人権擁護委員は、日頃から、寄せられた人権相談の問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。



▲商業施設での街頭啓発活動

■人権擁護委員に相談するには

市社会福祉協議会が主催する「心配ごと相談」のほか、電話でも相談を受け付けています。差別・虐待・セクハラ・パワハラ・いじめ・誹謗中傷など、日常生活での悩みや心配ごとについて、ひとりで悩まずご相談ください。

<心配ごと相談>

日時 毎月4回

※開催日は14ページの相談窓口をご覧ください。社会福祉協議会(☎35-3724)にお問い合わせください。

会場 プラザけやき、中央公民館
(各会場2回ずつ)

内容 日常生活上の悩みごとや困りごとの相談

相談役 人権擁護委員、民生委員・児童委員、行政相談委員

<電話相談>

●みんなの人権110番(☎0570-003-110)

●子どもの人権110番(☎0120-007-110)

いじめ、虐待などの子どもの人権についての専用相談電話です。

受付時間

いずれも平日午前8時30分～午後5時15分

■令和4年度の人権擁護委員の活動

市内の児童保育施設2園と小学校1校で、いのちや思いやりの大切さを伝える人権教室を開催したほか、6月1日の「人権擁護委員の日」にあわせて市内の2つの商業施設で、人権について多くの方に知っていただくための街頭啓発活動を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響で、一部の行事は中止となりましたが、今後も感染予防対策を講じて、皆さんに寄り添う活動を続けます。



▲ひかり保育園での人権教室

■人権啓発優秀作品を展示します

日本では、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定めています。人権週間にあわせ、人権尊重の大切さを地域の皆さんに呼びかけるために、市内小中学校から応募があった人権標語の優秀作品と、小学生による人権ポスター作品を掲示します。

その他にも、小学生がひまわりの栽培をとおして、思いやりの心を育てていくことを目的とした「人権の花運動」の活動写真なども展示しますので、ぜひご覧ください。

日時 12月2日(金)～9日(金)

※平日のみ午前8時15分～午後5時まで

※7日(水)は午後7時まで

※9日(金)は午後2時まで

会場 市役所本庁1階ロビー

※マスク着用などの感染症対策にご協力をお願いします。



▲啓発作品展示
(令和3年度の様子)



▲令和3年度小学生人権ポスター菊川地区選考作品